

「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されています。**
このコースは、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた労働時間等の設定改善に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

助成金の活用事例

企業の課題

〇〇の作業に〇時間かかっているために、残業が月間〇時間生じており、休暇もとりにづらい

助成金による取り組み

上記労働時間等の課題を改善するために、労働能率増進機器を導入

改善の結果

導入した新たな機器の機能により、作業時間が〇時間短縮され、その結果、残業が月間〇時間削減でき、休暇もとやすくなった

成果目標

「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取り組みを実施してください。

※成果目標は他にもあります。

- ① 交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇）のいずれか1つ以上を全ての対象事業場に新たに導入すること。※有給休暇に限ります。
- ② 時間単位の年次有給休暇制度を、全ての対象事業場に新たに導入させること。

支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給します。

助成額

対象経費の合計額×補助率 3 / 4

※常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取り組みのうち労働能率増進機器等を導入する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は 4 / 5

※ただし、成果目標①達成時の上限額：50万円
成果目標②達成時の上限額：50万円

ご利用の流れ

「交付申請書」を長野労働局雇用環境・均等室に提出（締切は11月30日（火））
※国の予算額を超える場合、申請期限前に予告なく受付を締め切る場合があります。

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施（令和4年1月31日（月）まで）

雇用環境・均等室に支給申請（締切は2月10日（木））

助成金支給要件の詳細は、長野労働局ホームページをご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら **長野労働局 雇用環境・均等室** にお尋ねください。（〒380-8572 長野市中御所1-22-1 TEL 026-223-0560）

長野労働局 働き方改革推進支援助成金

検索

